

リネックス
CSR 調達ガイドライン

2025 年 4 月 1 日
株式会社リネックス

はじめに

リネックスは、企業理念体系 - ミッションで【情報と技術と人で新しい「つなぐ」を提供し、社会に貢献する】を掲げています。カスタマーのニーズにお応えするため、サプライヤーの有する技術と最新の情報をつなぎ、ものづくりの現場へ部品を供給することで豊かな社会づくりへ貢献しています。

近年、社会全体では、CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）への取り組みに対する関心が高まっています。

リネックスでは、CSR を特別な活動ではなく事業活動そのものと捉え、あらゆる工業製品に使用される「工業用ファスナー（ねじなどの締結部品）をはじめとした機械要素部品」を安定的に供給し続けるための取り組みを進めております。企業理念の実現を果たしていくためには、サプライチェーン全体で活動を推進してゆくことが必要不可欠であるため、本ガイドラインを制定しました。

皆さまにおかれましては、本ガイドラインの内容をよくご理解いただいたうえで、その内容に沿った活動を推進していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 人権労働

1) 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、従業員の離職や雇用を自由に終了できる権利を守る。また、強制、拘束、債務労働、非人道的な囚人労働、奴隷制や人身売買等によって得られた労働力を用いない。

2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用してはならない。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性のある業務に従事させてはならない。

3) 労働時間の管理

法規制上定められている限度を超えないよう、従業員の労働時間及び休日を適切に管理する。

4) 適切な賃金

従業員に法定最低賃金を支払い、不当な賃金減額を行わない。

5) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、従業員に対する精神的もしくは肉体的な虐待、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、抑圧、いじめ、ならびにそのような可能性のある非人道的な扱いを禁止する。

6) 差別の撤廃

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平性の実現に努める。応募、採用、賃金、昇進、報酬、教育を受ける権利、福利厚生、解雇、退職などの雇用や処遇において、人種、皮膚の色、民族または国籍、年齢、性別、性的指向、障害の有無、宗教、政治的見解、所属政党、所属組合、妊娠、結婚歴等を理由とした差別を行わない。

2. 安全衛生

1) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを特定し、適切な設計や管理手段により安全を確保する。

2) 緊急時への備え

発生する可能性のある災害・事故などを想定の上、緊急事態発生時の周知方法、避難方法の明確化、緊急医薬品の備蓄、火災報知器、消火器、復旧計画の整備等の対応策を準備し、職場内に周知徹底する。

3) 労働災害・疾病

労働災害によるけがおよび疾病に関する状況を把握・特定し、適切な対策および是正措置を講じる。

4) 産業衛生

職場において、人体に有害な化学的、生物学的及び物理的なリスクを特定し、従業員の健康を守るための適切な管理を行う。

5) 身体的に負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定し、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切に管理する。

6) 機械装置の安全対策

従業員が使用する機械装置類について安全上の問題がないことを確認し、適切な安全対策を行う。

7) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。

8) 安全衛生のコミュニケーション

従業員の安全衛生を確保するため、安全衛生情報の教育と訓練を行う。

9) 労働者の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

3. 環境

1) 環境マネジメントシステム

環境活動を推進するため、環境マネジメントシステムの継続的な運用を行う。

2) 化学物質の管理

人体や環境に対して危険をもたらす可能性のある化学物質を特定し、適切な処置を施す。

3) 環境への影響の最小化

業務により発生した排水・汚泥・排気・廃棄物は、事業を行う国や地域の法令等を遵守し、必要な管理を行う。

4) 環境許可と報告

環境法令に従い、必要とされる環境上の許可・承認を取得し、要求された管理報告を行政に提出する。

5) 省資源化と廃棄物管理

あらゆる資源のリデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、廃棄物の削減に取り組む。

4. 公正取引・倫理

1) 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈収賄、違法な政治献金、および横領等を行わない。

2) 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。

3) 適切な情報開示

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対し積極的に情報の開示を行う。

4) 知的財産の尊重

知的財産権が第三者に侵害されないように保護する。顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産についても保護する必要がある。

5) 公正なビジネスの遂行

公正な事業、自由な競争を行う必要があり、それらを阻害する行為を行わない。

6) 責任ある鉱物調達への対応

人権侵害や環境破壊等の社会問題を引き起こす原因となりうる鉱物を購入しない。

5. 情報セキュリティ

1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を策定し、自社および他者に被害を与えないように管理する。

2) 個人情報の漏洩防止

サプライヤー、顧客、従業員など全ての個人情報について、不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないように適切に管理・保護する。

3) 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者の機密情報について、不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないように適切に管理・保護する。

<サプライヤーCSR 調達ガイドライン窓口>

本ガイドラインに対してご不明点・相談事がありましたら、以下の窓口までご連絡ください。

株式会社リネックス 商品本部

TEL : 03-5719-3723

以上